

## 北海道地方障害者施策推進協議会条例施行準備検討専門委員会設置要綱

### (設置の目的)

第1 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(以下「条例」という。)に規定された施策等について、各種委員会と密接に連携しながら幅広く検討を行うため、北海道地方障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)に条例施行準備検討専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

### (設置期間)

第2 専門委員会を設置する期間は、協議会において承認された日から平成22年3月31日までとする。

### (協議事項)

第3 専門委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第22条に定める市町村が実施することが望ましい基本的な指針(地域づくりガイドライン)について
- (2) 条例第42条に定める障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の運営方針等について
- (3) その他、条例施行のため必要な事項

### (組織)

第4 専門委員会の委員は、協議会委員から選任された委員及び北海道地方障害者施策推進協議会条例第6条に基づき設置する専門委員の合計15人以内をもって組織する。

- 2 専門委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議の招集)

第5 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じ、前条第1項に定める委員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6 専門委員会の事務局は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課に置く。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年6月26日から施行する。